

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.007

処 分 名	集団規定に適合しない既存不適格建築物に対する除却等の命令
処 分 の 概 要	都市計画関係の規定の適用が除外されている既存不適格建築物に対する是正措置を定めたもので、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途が、法第3条第2項の規定により法第3章の規定又は同章の規定に基づく命令若しくは条例の規定（いわゆる「集団規定」）の適用を受けないが、法令上はこれらの規定に違反するとは言えないものの、特定行政庁が公益上著しく支障があると認める場合で、かつ、春日部市議会の同意を得た場合、既存不適格建築物に対する除却等の命令ができるものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和25年法律第201号）第11条第1項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

■建築基準法

(第三章の規定に適合しない建築物に対する措置)

第十一条 特定行政庁は、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途（いずれも第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により第三章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が公益上著しく支障があると認める場合においては、当該建築物の所在地の市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、修繕、模様替、使用禁止又は使用制限を命ずることができる。この場合においては、当該建築物の所在地の市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。

2 省略